

医療法人社団真療会 野田病院における院内感染対策のための指針

第1 院内感染対策のための指針の目的

野田病院において患者の安全を確保するために、院内感染の発生を未然に防ぎ、またひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは職員の義務である。野田病院では、本指針により院内感染の予防・再発防止策並びに発生時の適切な対応などの体制を確立することにより、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

野田病院における院内感染の防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療施設にとって重要である。したがって職員一同がより良い医療の提供のために感染対策に努め、教育を継続していく必要がある。このため野田病院では感染対策のための指針に即した感染対策マニュアルを整備し、必要な感染対策を遂行するための感染対策委員会ならびに感染防止対策部門を組織し、協力してこれにあたるものとする。

第3 院内感染対策のための委員会・組織に関する基本的事項

3-1. 院内感染対策委員会

院内感染対策委員会は病院長の諮問委員会であり、感染対策に関する最終の意思決定機関である。病院における院内感染対策に関する業務の円滑な運営及び適正化・効率化を推進するため、病院長から指示された事項に関する検討・答申を実施し、必要に応じ委員会として所要の業務運営に関する諸施策等の検討状況ならびに企画案を病院長に提案する。

① 構成

病院長・事務長・看護部長・医療技術部長・薬剤科長・検査放射線科長・医療安全管理者・院内感染管理者・リスク、感染部会長・各科、各部署の長、その他必要と認める者

② 主な審議事項

委員会は原則として毎月1回開催し、主に以下の内容を審議する。

委員長（議長）が必要と判断した場合、臨時に開催できるものとする。

1. 院内感染の調査及び予防対策の立案に関すること
2. 院内感染防止対策の実施及び指導に関すること
3. 院内感染情報の収集及び広報に関すること
4. 院内感染防止対策の職員への教育及び研修に関すること
5. 感染防止のための感染対策マニュアル作成指導に関すること
6. その他院内感染予防に関し、必要と認められる事項

3-2. 感染防止対策部門

日常的な院内感染対策を進めるために、感染防止対策部門を設置し、部門内に感染制御チーム (ICT) を設置する。

3-3. 感染対策チーム (ICT)

野田病院における感染症の発生の予防及び適切な対応を行うとともに、感染症対策に関する諸問題を具体的に検討し、感染対策委員会と協同して医療の安全性の向上を図ることを目的とし、感染対策委員会と協同で、院内の具体的かつ実践的な感染対策を実行するため感染対策チームを設置する。

① 構成

1. 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師
2. 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
3. 3年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した感染防止対策に係る専任の薬剤師
4. 3年以上の病院勤務経験を有する持つ又は適切な研修を修了した専任の臨床検査技師
5. その他必要と認める者

② 活動内容

1. 毎週1回程度の定期的な病院巡回による院内感染事例の把握並びに院内感染防止対策の実施状況の把握及び指導
2. 院内感染事例及び院内感染の発生に関する情報の分析及び評価
3. 院内感染が増加し、又は増加することが予測される際の病院内外の情報を基にした改善策の実施
4. 抗菌薬の適正使用の推進のための教育及び指導並びに相談の応需
5. 院内感染対策を目的とした職員研修の実施
6. 患者等の教育の実施
7. 感染対策マニュアルの作成、改訂及び周知並びにマニュアル遵守状況の確認
8. 感染防止対策に係る地域連携の推進
9. その他院内感染防止に関する諸活動

3-4. 感染防止対策部会

院内感染対策を円滑に推進するため、ICT と連携し感染対策の実行・評価などを行うため、感染防止対策部会を設置する。

① 構成

院内各部署1名の部会員（できるだけ主任職以上の職位のあるものとする）とする。

② 活動内容

1. 院内感染の原因分析の具体策について調査検討を行う。
2. 感染防止に関する知識を普及させ各部署で院内感染防止対策を検討し実施する。

3. 感染対策マニュアルに沿った院内感染防止対策を実施すると同時に検討し、委員会への提言を行う。
4. 感染防止に関する研修の啓発・参加・伝達調整を行う。
5. 感染情報の収集及び広報に関する業務を行う。
6. 定期的な感染防止チェックのラウンド。
7. 感染防止を図るためのワーキングチームの活動。
8. その他感染防止に必要な事項の推進。

感染対策委員会と感染防止対策部門とが連携し、院内感染対策に努める。

第4 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

個々の職員の院内感染対策に対する意識、確実に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため医療に係わる院内感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について、職員に対し以下のとおり研修を行う。

- ① 職員研修は全職員対象で、年2回以上とし、また必要に応じて開催する。
- ② 新規採用職員には感染対策の初期研修を行う。
- ③ 院外の感染対策に関わる講習会や学会・研究会等の開催情報を職員に告知し、参加希望者の参加やフィードバックを支援する。
- ④ 研修実施内容や参加状況は記録・保管を行う。

第5 院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防および蔓延防止を図るため、病院における感染症の発生状況などを、週1回毎に「感染情報レポート」として病院職員に周知するほか、必要に応じてリアルタイムな情報の共有に努める。また、ICC、ICT および感染防止対策部会メンバーが各部署において情報伝達を行う。

第6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクまたは異常発生をいち早く特定し、迅速な対応が実施されるよう、適切な情報管理を行う。アウトブレイクまたは異常発生時はその状況を病院長に報告し、病院長は、感染対策委員会を臨時に招集し対応方針を決定するとともに、感染防止部門に必要な対応を指示するなど、速やかに感染経路の遮断および拡大防止対策を講じる。

感染症法上、報告が義務付けられている感染症患者が発生した場合には、速やかに保健所へ届出を行う。

第7 感染対策に関する地域連携の取り組み

感染対策向上加算1を届け出た医療機関との連携のため、年4回以上の合同カンファレンスに参加する。このカンファレンスは各医療機関における薬剤耐性菌等の検出状況、感染症患者の発

生状況、抗菌薬の使用状況、院内感染対策の実施状況等の情報共有および意見交換を目的とする。
アウトブレイク発生時には、助言者として連携病院および保健所に対応協力を求める。

第8 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、感染対策マニュアルより全職員が閲覧できる。

本指針は、正面玄関横に配置しているファイル、掲示および病院ホームページにて一般に公開する。

第9 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策マニュアルは、文書ファイルを各部署に配布し閲覧できるようにする。マニュアルは最新の知見を取り入れ、適宜見直しを行う。職員は感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努める。

職員は、職種に関わらず医療従事者としての自覚に基づき、自らが感染源とならないよう定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、日頃から自己の健康管理を十分に行う。

職員は、病院が推奨する予防接種（B型肝炎、麻疹、風疹、インフルエンザ等）に積極的に参加する。

感染対策の質の向上をはかるため、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）、感染対策連携プラットフォーム（J-SIPHE）に参加する。

新興感染症の発生時に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制（汚染区域や清潔区域のゾーニングを行える）を整えておく。また、新興感染症の発生等を想定し、年1回以上、保健所及び地域の医師会、感染対策向上加算1に係る届出を行った保健医療機関とともに新興感染症の発生を想定した訓練に参加する。

附則 この指針は2009年1月1日から施行する。

改訂 2011年9月6日

改訂 2012年9月1日

改訂 2015年9月1日

改訂 2016年11月1日

改定 2017年10月1日

改定 2018年9月1日

改訂 2023年7月1日